

「特別養護老人ホーム蟹ヶ谷」入居者募集
(市政だより12月号)

<申込方法等>

- 必要書類を川崎市老人福祉施設事業協会まで郵送してください。
(受付期間 令和3年12月1日～令和4年1月31日 消印有効)
- ※運営法人において、上記締切日までになされた申込をいったん取りまとめの上、入居の優先順位の判断を行う作業を進めます。

<問合せ先>

社会福祉法人白山福祉会
特別養護老人ホーム蟹ヶ谷開設準備室(桜の丘内)
電話番号 044-948-6350

<郵送申込み先>

〒213-0001
川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階
川崎市老人福祉施設事業協会

<特別養護老人ホーム入居申込みに関してよくあるお問合せ>

- Q 申込に必要な提出書類を教えてください。
- A 提出書類は川崎市内特別養護老人ホームへのお申し込み状況で異なります。
- (1) 今回初めて市内の特別養護老人ホームへ申込みされる方
別紙「川崎市内に所在する特別養護老人ホームへの入居申込手続きについて」を御確認の上、お手続きください。
- (2) すでに市内の他の施設への申込みをしている方
申込施設の追加・変更手続きにより行いますので、変更届(様式5)を御提出ください。
※記載方法は、別紙「川崎市内に所在する特別養護老人ホームへの入居申込手続きについて」を御確認ください。

- Q 申込様式はどこで手に入りますか。
- A 申込様式につきましては、各区役所・支所及び地域包括支援センターよりお受取りいただけます。運営法人又は市、川崎市老人福祉施設事業協会ホームページからもダウンロード可能です。

(川崎市老人福祉施設事業協会HP)

<https://www.kawasaki-roushikyo.org/download/>

Q 川崎市外在住でも申し込めますか。

A 「特別養護老人ホーム蟹ヶ谷」は、申し込み可能です。

※施設における定員が30名以上の施設であれば、川崎市外在住の方でも申し込みは可能です。定員が29名以下の施設は「地域密着型」の特別養護老人ホームであり、原則、川崎市に3か月以上居住している方（住民票が川崎市内に3か月以上ある方）に限り入居可能となります。

各施設の定員については、市又は川崎市老人福祉施設事業協会ホームページに掲載しております「特別養護老人ホーム一覧」をご確認ください。

(川崎市老人福祉施設事業協会HP)

https://www.kawasaki-roushikyo.org/facility_search/tokuyou/

Q 入居の順番はどのように決められますか。

A 川崎市においては、入居の必要性が高い申込者の方が、優先して入居できるよう、「川崎市特別養護老人ホーム入退居指針」により、入居の判断を行う上での基準を定めております。

申込書の記載内容から、この指針に基づき優先順位を定め、各施設はこの優先順位の順番で、入居を判定します。

Q 入居の順番はどのような場合に優先されますか。

A 主に、要介護度等ご本人様の状態、介護されている方の状態により優先順位が決定されるため、ご本人様の要介護度が高い場合や、十分な介護を受けることができない状況にある場合に優先されます。

Q 申込みをした後に、受付が終了したお知らせ等は送付されますか。

A 申込みの受付を終了した旨の通知は行っておりません。受付状況につきましては、お手数ですが、川崎市老人福祉施設事業協会へご確認ください。

Q 申込施設を変更するにはどうすればよいですか。

A 変更届（様式5）に必要事項を記載し、川崎市老人福祉施設事業協会へ郵送してください。

Q 申込みに有効期限はありますか。

A 申込みの有効期限は要介護認定期間となります。当初の申込み時の要介護認定期間以降も申込みを継続する場合は、再度申込み手続きを行っていただく必要がございます。

継続手続きが必要となった際は川崎市老人福祉施設事業協会よりお知らせいたしますので、継続を希望される場合は必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

- Q 当初の申込み内容から変更が生じましたが、どうすればよいですか。
- A 当初の申込み時より、住所等の変更があった場合は、変更届（様式5）に必要事項を記載のうえ、川崎市老人福祉施設事業協会へ郵送ください。
なお、転居により被保険者番号が変更になったとき、又は要介護度の変更や認定期間の更新等により改めて介護保険被保険者証の交付を受けた場合は、再度申込み手続きを行っていただく必要がございます。
- Q 医療的ケアに対応可能な施設を教えてください。
- A 川崎市老人福祉施設事業協会のホームページに、医療的ケアの種類別に受入可能な施設一覧を掲載しておりますのでご確認ください。
- Q 生活状況等調書（様式2）は必ずケアマネジャーに相談が必要ですか。
- A 原則、ケアマネジャーにご相談のうえ、ご記入ください。それが難しい場合はご本人様の状態をよく把握している方にご相談ください。
- Q ケアマネジャー等意見書（様式4）は必ずケアマネジャーが記入しなければいけませんか。
- A 担当のケアマネジャーがいらっしゃる場合は、ケアマネジャーに記入をお願いしてください。入院中等で、担当のケアマネジャーがいらっしゃらない場合等、やむを得ない場合は、ソーシャルワーカー等ご本人様の状態をよく把握している方に記入をお願いしてください。